

■ **不適切保育の定義**（「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」より）

**不適切な保育
= 虐待等と疑われる事案**

≠ **こどもの人権擁護の観点から
望ましくないと考えられるかかわり**

○ **さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例**

※さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例、さいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例においても同文を準用しています。

（虐待等の禁止）

第11条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為

- ① **身体的虐待**：保育所等に通うこどもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② **性的虐待**：保育所等に通うこどもにわいせつな行為をすること又は保育所等に通うこどもをしてわいせつな行為をさせること。
- ③ **ネグレクト**：保育所等に通うこどもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、当該保育所等に通う他のこどもによる①②又は④までに掲げる行為の放置その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること。
- ④ **心理的虐待**：保育所等に通うこどもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の保育所等に通うこどもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

■ 保育所等における、職員による子どもに対する虐待（ガイドラインより）

行為類型	具体例
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、濡れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的に子どもを病気にさせる行為 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為など
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> 下着のままで放置する 必要の無い場面で裸や下着の状態にする 子どもの性器を触るまたは子どもに性器を触らせる性的行為（教唆を含む） 性器を見せる 本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる） 子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せるなど
ネグレクト	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、体調を崩している子どもに必要な看護等を行わない、子どもを故意に車の中に放置するなど 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など） おむつを替えない、汚れている服を替えないなど長時間ひどく不潔なままにするなど 泣き続ける子どもに長時間関わらず放置する 視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらず保育を行う 適切な食事を与えない 別室などに閉じ込める、部屋の外に締め出す 虐待等を行う他の保育士・保育教諭などの第三者、他の子どもによる身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する 他の職員等が子どもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する その他職務上の義務を著しく怠ることなど
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど 他の子どもとは著しく差別的な扱いをする 子どもを無視したり、拒否的な態度を示したりするなど 子どもの心を傷つけることを繰り返し言うなど（例えば、日常的にからかう、「バカ」「あほ」など侮蔑的なことを言う、子どもの失敗を執拗に責めるなど） 子どもの自尊心を傷つけるような言動を行うなど（例えば、食べこぼしなどを嘲笑する、「どうしてこんなことができないの」などと言う、子どもの大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てるなど） 他の子どもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う 感情のままに、大声で指示したり、叱責したりするなど

■ 「虐待等」と「虐待等と疑われる事案（不適切な保育）」の概念図（ガイドラインより）

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり

虐待等と疑われる事案（いわゆる「不適切な保育」）

虐待等

- 虐待（身体的逆害、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）
- この他、こどもの心身に有害な影響を与える行為

■ 不適切保育の原因と防止

考えられる原因

保育者の孤独感・孤立感

保育者の専門知識の不足、こどもとの関わり方の選択肢が少ない

時間の環境構成

(一斉に同じ行動を求める保育や行事中心の保育)

空間の環境構成

(こどもが主体的に遊べる遊具や環境がない保育室)

防止策


- 園長主任、同僚の理解・声かけ・見守り
- 保育の振り返りや指摘しあえる環境
- 保育者の悩みを受け止め話し合える体制

- 研修参加、保育相談員派遣事業の活用
 - ・ 専門知識を増やす。
 - ・ こどもの発達についての理解を深める。
- ガイドライン・チェックリストの再確認
 - ・ 「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」(こども家庭庁)の確認
 - ・ 「さいたま市保育の質のガイドライン」の確認
 - ・ 「保育所・認定こども園における人権擁護のセルフチェックリスト」の確認

- 環境構成の見直し、保育相談員派遣事業の活用
 - ・ こども一人ひとりの個人差や思いを受け止める丁寧なかかわりを目的に、保育者の気持ちのゆとりが生まれるよう、保育室の構成や保育の計画を見直す。

■ 「虐待等」、「不適切な保育」について園に通報があった場合の対応

事実確認する

- 
- ・ 通報時に真偽の判断はせず、通報内容をもとに事実確認をする。
 - ・ 該当の職員だけでなく、同じクラスの職員にも事実確認をする。
 - ・ 合同保育であれば同じ時間に勤務する職員、場所が特定されていれば、その場所の近くにいる職員（調理員や事務員等）にも確認する。

調査の結果、「虐待等」「不適切な保育」が確認された場合は、すぐに、その後の対応を相談してください

施設類型	施設所管課	電話番号
認可保育所 幼保連携型認定こども園	さいたま市 保育施設支援課 民間保育第1係	048-829-1881
地域型保育事業所	さいたま市 保育施設支援課 民間保育第2係	048-829-1866
地方裁量型認定こども園 認可外保育施設	さいたま市 保育施設支援課 認可外保育係	048-829-1859
幼稚園 幼稚園型認定こども園	さいたま市 幼児政策課 幼稚園係	048-829-1885